奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県条例第二十九号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良公園観光地域活性化審査会の項の次に次のように加える。

奈良県新公会堂新名称選定委員会	奈良県新公会堂の新名称の選定についての審査に関する事務

附　則

この条例は、公布の日から施行する。